

副本

平成25年(ワ)第1992号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 原告番号1 ほか53名

被 告 国 ほか1名

## 答弁書

平成26年2月25日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参事官 関述之

法務省大臣官房民事訟務課

課 付 角田 康洋

課 付 岩名 勝彦

課 付 寺岡 拓也

補佐官 宗野 有美子

係長 澤田 勝弘

第三係長 大西 宏道

法務事務官 林 周作

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

## 大阪法務局北分庁舎

## 大阪法務局訟務部

部	付	安 部	
部	付	松 島	
部	付	大 橋 広	
部	付	大 黒 淳 子	
上席訟務官		木 太 淳	
訟務官		谷 口 弘 美	
訟務官		吉 田 隆 一	
訟務官		萬 年 志 則	
法務事務官		林 史 則	

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号

## 神戸第二地方合同庁舎

神戸地方法務局訟務部門（送達場所）

(電話 078-392-1860)

(FAX 078-325-2127)

訟務官	尾崎道夫	
訟務官	高橋修	
訟務官	喜多祐二	

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

## 原子力規制委員会原子力規制庁

## 総務課法務室

室長 鶴園孝夫 課長補佐 中塩東吾 課長補佐 依田圭司 課長補佐 堀口晋 課長補佐 松原崇弘 訟務係長 新垣琢磨 調整係 伊藤彩菜 

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

## 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部

## 政策課

経済産業事務官 石井大貴 経済産業事務官 神野可奈子 経済産業事務官 高木駿平 

## 原子力政策課

経済産業事務官 佐々木光太郎 経済産業技官 上田洋二 

## 原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 河原圭 経済産業事務官 白石雅人 

原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力損害  
対応室

経済産業技官 梅原 徹也

経済産業技官 上田 宣孝

第1 請求の趣旨に対する答弁	1
第2 請求原因に対する認否	1
1 はじめに	1
2 「序章 はじめに」(訴状1ページ以下)について	1
3 「第1章 本件原発事故に至る経緯」(訴状8ページ)について	3
4 「第2章 本件原発事故の概要」(訴状19ページ)について	14
5 「第3章 被告東電と被告国の責任(総論)」(訴状59ページ)について	
6 「第4章 地震に関する被告らの責任」(訴状67ページ)について	31
7 「第5章 津波に関する被告らの責任」(訴状80ページ)について	37
8 「第6章 SA・SBO対策に関する被告らの責任」(訴状90ページ)について	45
9 「第7章 被告らの共同不法行為」(訴状114ページ)について	55
10 「第8章 本件原発事故による被害の実態」(訴状115ページ)について	55
11 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状128ページ)について	59
12 「第10章 本件原発事故と原告らの損害との因果関係」(訴状144ページ)について	61
13 「終章 まとめ」(訴状150ページ)について	61
第3 求釈明	62
1 はじめに	62
2 第2章第4の3(本件原発事故の発生経過)(訴状48ページ及び50ページ)について	62
3 第3章第2の2(規制権限の不行使)(訴状61ページ)について	63

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

## 第2 請求原因に対する認否

### 1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

### 2 「序章 はじめに」(訴状1ページ以下。以下、訴状のページ数の記載においては該当部分冒頭のページ数のみ記載する。)について

#### (1) 「第1 本件訴訟の意義」(訴状1ページ)について

平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0の地震(以下「本件地震」という。)が発生したこと、その後発生した津波が相  
被告東京電力株式会社(以下「被告東電」という。)の福島第一原子力発  
電所(以下「福島第一発電所」という。)に到達し、同発電所の一部の電  
源が喪失して原子炉の冷却機能が失われたこと、その結果同発電所におい  
て原子炉から放射性物質が放出される事故(以下「福島第一発電所事故」

という。) が発生したことは認め、被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は認否の限りでない。

(2) 「第2 当事者」(訴状5ページ)について

ア 「1 原告ら」について

・ 不知。

イ 「2 被告ら等」について

(ア) 「(1)被告東電について」について

a 第1段落について

第1文(「被告東電…(資本金9009億円)。」)は、「資本金9009億円」を平成22年度の資本金と解した上で認める。

第2文(「東京都を…及んでいた。」)は認める。

第3文(「本件原発事故…有している。」)はおおむね認める。ただし、福島第一発電所1号機～4号機は、被告東電が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過した後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなった。

b 第2段落について

認める。

(イ) 「(2)被告国について」について

a 第1段落について

一般論として認める。

b 第2段落について

前置き部分(「本件に…以下のとおりである。」)は、認否の限りでない。

(a) ①について

第1文（「経済産業省は…行政機関である。」）は認める。

第2文（「経済産業省設置法…果たしてきた。」）は、経済産業省設置法4条1項において「エネルギーに関する原子力政策」と「エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発」が同省の所管事務とされていることは認める。

第3文（「実用発電用原子炉…権限である。」）は、平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）23条1項に基づく権限と解した上で認める。なお、前記改正により、発電用原子炉及び発電用原子炉以外の原子炉を設置しようとする者はいずれも原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされた（同法23条1項、43条の3の5第1項）。

(b) ②について

平成24年法律第47号による改正前の炉規法23条1項に基づく権限と解した上で認める。

(c) ③から⑦について

訴状7ページの図を含めて、認める。

(d) ⑧について

おおむね認める（ただし、「環境庁」は「環境省」の誤記と思われる。）。なお、制定当時の原子力規制委員会設置法3条は、「原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。）を任務とする。」と規定している。

3 「第1章 本件原発事故に至る経緯」（訴状8ページ）について

## (1) 「第 1 日本の原子力政策」(訴状 8 ページ)について

ア 「1 「政・官・財」主導で始まった原子力事業」について

## (7) 第 1 段落について

第 1 文（「原子力事業…築造された。」）は、おおむね認める。ただし、昭和 13 年に発見されたのは核分裂の一種であり、「原子炉が築造された」は「原子炉が臨界の状態に達した」が正しい。

第 2 文及び第 3 文（「その後…していなかった。」）は、第二次世界大戦後の連合国軍の占領下の日本において原子力の研究が禁止されており、原子力事業が存在していなかったことは認め、その余は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

## (イ) 第 2 段落について

第 1 文（「その後の…解禁となった。」）は、昭和 27 年 4 月に発効したサンフランシスコ講和条約において日本の原子力研究を禁止する条項が含まれていなかったことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

第 2 文（「国会でも…盛り込まれた。」）は不知。

第 3 文（「政府は…設置された。」）はおおむね認める。ただし、財団法人日本原子力研究所は、濃縮ウランの受入機関ではなく、原子炉の研究開発機関である。

第 4 文から第 6 文（「並行して…担った。」）は、昭和 29 年 6 月 19 日に原子力予算打合せ会が設置されたこと、原子力調査団が派遣されたこと、昭和 31 年 5 月に総理府の外局として科学技術庁が発足し、原子力局もその内局となったこと、特殊法人日本原子力研究所と原子燃料公社が設立されたこと、特殊法人日本原子力研究所は原子力に関する基礎及び応用の研究、原子炉の設計建設及び操作、原子力関係研究者及び技術者の育成訓練並びに放射性同位元素の生産販売等の業務

を、原子燃料公社は核原料物質の採鉱及び核燃料物質の生産、加工等の業務をそれぞれ担ったことは認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落について

昭和28年に電力経済研究所が新エネルギー研究委員会を設置したこと、昭和31年3月に日本原子力産業会議が発足したことは認め、その余は不知。

(エ) 第4段落について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「2 「国策民営」による原子力事業」について

(ア) 第1段落について

初代原子力委員会委員長の正力松太郎が昭和31年1月に5年以内の原子力発電所の建設を目指す旨の談話を発表したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落について

昭和32年9月3日に政府が「実用発電炉の受入れ主体について」を閣議了解したこと、受入れ会社に対する出資について、政府関係（電源開発株式会社）20%，民間80%（内訳はおおむね電力9社40%，その他一般40%）の比率をめどとすることとされたこと、同年11月1日に日本原子力発電株式会社が設立されたことは認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落について

不知。

(エ) 第4段落について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「3 被告国による原子力の安全規制と「逆転関係」」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書（以下「国会事故調査報告書」という。）に、「（中略）本来国民の安全を守る立場から毅然とした対応をすべき規制当局も、専門性において事業者に劣後していたこと、過去に自ら安全と認めた原子力発電所に対する訴訟リスクを回避することを重視したこと、また、原子力安全・保安院が原子力推進官庁である経産省の組織の一部であったこと等から、安全について積極的に制度化していくことに否定的であった。」との記載がある（同報告書11、12ページ）という限りで認める。

(ウ) 第3段落について

国会事故調査報告書（12ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。ただし、「電気事業連合会」は「電事連」、「後押しすることとなった」は「後押しすることになった」、「監視監督機能」は「監視・監督機能」が正しい。

(エ) 第4段落について

原子力安全委員会及び原子力安全・保安院が平成24年9月19日に廃止されたこと、同日、環境省の外局として原子力規制委員会が発足したこと、訴状10ページの図が原告らが指摘する出典に掲載されていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(2) 「第2 日本の原子力に関する法体系」（訴状11ページ）について

ア 「1 本件原発事故以前に成立していた法律」について

(ア) 「(1) 原子力基本法」について

ア 第1段落について

おおむね認める。ただし、制定当時の原子力基本法1条は、正確

には「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と規定していた。

b 第2段落について

おおむね認める。ただし、制定当時の原子力基本法2条は、正確には「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していた。

c 第3段落について

認める。

(1) 「(2) 原子炉等規制法」について

a 第1段落について

おおむね認める。ただし、制定当時の炉規法1条は、正確には「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うことを目的とする。」と規定していた。

b 第2段落について

おおむね認める。ただし、上記に記載した制定当時の炉規法1条の文言からも明らかなどおり、制定当時の同法には、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

(4) 「(3) 電気事業法」について

a 第1段落について

おおむね認める。ただし、制定当時の電気事業法 1 条は、正確には「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする」と規定していた。

b 第 2 段落について

おおむね認める。

c 第 3 段落について

認める。

(イ) 「(4) 原子力損害の賠償に関する法律」について

a 第 1 段落について

認める。

b 第 2 段落について

おおむね認める。ただし、賠償措置額を具体的に定めているのは、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）7 条 1 項を受けた同法施行令 2 条の表である。また、国が原子力事業者に必要な援助を行うのは、原子力事業者が原賠法 3 条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超える場合、かつ、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときである。

(オ) 「(5) 原子力災害対策特別措置法」について

平成 11 年に茨城県那珂郡東海村において JCO 臨界事故が発生したこと、同年に原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が公布されたこと、同法 1 条に訴状記載の目的が規定されていることは認め、その余は争う。原子力事業者の責務については、原子力災害にも適用される災害対策基本法には規定がなかったが、原災法 3 条に

において明確に規定されることになった。国の責務については、既に災害対策基本法3条に規定されていたが、原子力災害においては国の役割が大きいことから、原災法4条において災害対策基本法よりも明確な形で国の責務が規定された。なお、訴状13ページ3行目の「電子力事業者」は「原子力事業者」の誤記と思われる。

イ 「2 本件原発事故以後に成立した法律」について

(ア) 「(1) 原子力損害賠償支援機構法」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

おおむね認める。ただし、原子力損害賠償支援機構法2条は、正確には「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。」と規定している。

(イ) 「(2) 放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」について

おおむね認める。ただし、法律の正式名称は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」である。

(ウ) 「(3) 福島復興再生特別措置法」について

認める。

(エ) 「(4) 子ども・被災者支援法」について

おおむね認める。ただし、法律の正式名称は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるた

めの被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」である。

(3) 「第3 多発する原発事故」(訴状15ページ)について

ア 柱書きについて

第1文(「本件原発事故…であった。」)は、福島第一発電所事故前に原子力発電所に係る事故が発生していたことは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

第2文(「各原発事故…とおりである。」)及び訴状15ページの図は認める。

イ 「1 世界における原発事故」について

(ア) 「(1) 米国・スリーマイル島発電所事故(以下「スリーマイル島原発事故」という)」について

昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一次冷却水中に漏出され、環境へ放出されたこと、同事故は、国際原子力・放射線事象評価尺度(INES。以下「INES」という。)のレベルで5と評価されていることは認める。なお、第2段落の「一時冷却水」は「一次冷却水」の誤記と思われる。

(イ) 「(2) 旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故(以下「チェルノブイリ原発事故」という)」について

昭和61年4月26日、当時のソビエト連邦ウクライナ共和国のチェルノブイリ発電所4号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環境に放出されるに至ったという、いわゆるチェルノブイリ発電所事

故が発生したこと、同事故は I N E S のレベルで 7 と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業者や消防隊員が急性の放射線症と診断されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺 30 キロメートル圏内の住民の総計 13 万 5000 人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められるることは認める。

(ウ) 「(3) フランス・ルブレイエ発電所事故」について

( ) 平成 11 年 12 月 28 日にフランス共和国のルブレイエ原子力発電所において、高潮と満潮が重なり、ジロンド河口に波が押し寄せた結果、堤防内で氾濫し、ルブレイエ原子力発電所の一部の設備が浸水し、当時運転中だった同発電所 1, 2 号機が停止し、蒸気発生器で除熱・冷却され、残留熱除去系(R.H.R.)により冷却される事象が発生したこと、同事故が I N E S でレベル 2 と評価されていることは認め、その余は不知。

(イ) 「(4) 台湾・馬鞍山発電所事故」について

認める。

(オ) 「(5) インド・マドラス発電所事故」について

認める。

ウ 「2 日本における原発事故」について

(ア) 「(1) 福島第一原発における事故」について

前置き部分（「福島第一原発…である。」）は、認否の限りでない。

a ①について

(a) 第 1 段落について

認める。

(b) 第 2 段落について

事実関係は認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

b ②について

平成2年9月9日、福島第一発電所3号機において、主蒸気隔壁弁を止めるピンが損傷した結果、原子炉圧力が上昇し、原子炉圧力容器内の中性子の量が増加したため自動停止した事象が生じたことは認め、同事象がINESで評価した場合レベル2に該当することは不知。我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、上記の事象は、日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度（以下「日本版評価尺度」という。）に基づき、レベル2と評価された。

c ③について

独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES。以下「原子力安全基盤機構」という。）がまとめている「福島第一のトラブル情報」によれば、平成23年3月11日の福島第一発電所事故の前までに、同発電所について法令・通達に基づいて国に対して報告された故障や事故の事象が、1号機54件、2号機51件、3号機31件、4号機19件、5号機21件、6号機29件の合計205件であったことは認め、その余は否認ないし争う。福島第一発電所において定期検査時に発見された燃料に係る事象は2件のみである。

(イ) 「(2) 福島第二原発における事故」について

昭和64年1月6日、福島第二原子力発電所（以下「福島第二発電所」という。）3号機において、原子炉を運転中、原子炉再循環ポンプが破損し、手動停止するという事象が生じたこと、原子力安全基盤機構がまとめている「福島第二のトラブル情報」によれば、平成23年3月11日の福島第一発電所事故の前までに、福島第二発電所につ

いて法令・通達に基づいて国に対して報告する必要のある事象が、1号機29件、2号機15件、3号機9件、4号機8件の合計61件であったことは認める。なお、上記の昭和64年1月6日の事象については、日本版評価尺度による評価はされていない。

(ウ) 「(3) 日本における他の原発事故」について

- a 「① 美浜原子力発電所2号機の蒸気発生器伝熱管損傷事故」について

おおむね認める。ただし、「蒸気発生器細管」は、正しくは「蒸気発生器伝熱管」である。また、平成3年2月9日の事象は、非常用炉心冷却系作動による緊急停止があったものではなく、正しくは、「加圧器圧力低」の信号により原子炉が自動停止するとともに、「加圧器圧力低と加圧器水位低の一一致」の信号により非常用炉心冷却装置が動作したという事象である。なお、上記事象についてINESを適用した場合は、レベル2に相当すると推定されているが、同事象の当時は日本版評価尺度が適用されており、同評価尺度ではレベル3とされている。

- b 「② 浜岡原子力発電所3号機事故」について

おおむね認める。ただし、平成3年4月4日の事象は、誤信号により原子炉給水量が減少したことによって原子炉が緊急停止した事象ではなく、正しくは、給水流量制御系にある基盤の一つの故障により原子炉への給水流量が減少した結果、原子炉給水流量が低下し、「原子炉水位低」の信号により原子炉が自動停止した事象である。なお、原告らは上記事象を「INESレベル2」と記載しているが、同事象の当時は日本版評価尺度が適用されており、同評価尺度ではレベル2とされている。

- c 「③ 動燃もんじゅ事故」について

認める。

d 「④ 動燃の再処理工場火災・爆発事故」について  
認める。

e 「⑤ 志賀原子力発電所 1号機事故」について

(a) 第1段落及び第2段落について  
認める。

(b) 第3段落について  
否認ないし争う。

f 「⑥ 東海村 JCO の臨界事故」について  
認める。

g 「⑦ 新潟県中越沖地震に伴う東京電力柏崎刈羽原子力発電所での一連の事故」について

第1文（「平成19年7月16日…検出された。」）についてはおおむね認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が検出された」とあるのは、正しくは、放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出されたものである。

第2文（「震災後の…事故が起きた。」）については、「流失」を「溢水」と解釈した上で、使用済燃料プールの冷却水が溢水したことは認め、その余は否認する。震災後に高波があった事実及び発電所敷地内が高波により冠水した事実は、いずれも確認されていない。

#### 4 「第2章 本件原発事故の概要」（訴状19ページ）について

(1) 「第1 原子力発電所の構造」（訴状19ページ）について

ア 「1 原子力発電の基本的な仕組み」について

## (ア) 柱書きについて

認める。

## (イ) 「(1) 核燃料と連鎖反応」について

認める。

## (ウ) 「(2) 冷却剤と減速材」について

認める。

## (エ) 「(3) 崩壊熱」について

核分裂生成物は、その多くが $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線等の放射線を放出して崩壊し、その際に「崩壊熱」を発生すること、原子炉が停止して核分裂が止まった後も、核分裂生成物は崩壊熱を出し続けることから、核燃料を冷却し続ける必要があることは認め、その余は不知。

## (オ) 「(4) 核分裂反応の制御」について

認める。ただし、加圧水型軽水炉においては、出力調整のため、必要に応じて冷却水中に中性子吸収材としてホウ素等を投入することがある。

## イ 「2 原子炉の種類と構造」について

## (ア) 「(1) 原子炉の種類と沸騰型原子炉の構造」について

第3段落の「水蒸気（放射性物質を含んでいる）」は、燃料被覆管は気密につくられており、核分裂生成物は燃料被覆管の中にどどまる設計となっているが、何らかの原因で燃料被覆管にピンホールが生じ、そこから炉内の冷却水中に核分裂生成物質が漏れる可能性があるという限りで認め、その余は訴状21ページの図も含めて認める。

## (イ) 「(2) 核燃料（核燃料棒と核燃料集合体）」について

訴状22ページの「【図】「BWRの燃料集合体」」も含めて認める。

ただし、同図の引用元については、正しくは、経済産業省資源エネルギー庁編集、財団法人日本原子力文化振興財団発行の原子力2010、

23ページ中の図「燃料集合体と制御棒、BWR」と思われる。

(カ) 「(3) 原子炉圧力容器」について

第1段落は軽水炉に関する記載、第2段落は沸騰水型軽水炉に関する記載と解した上で、訴状22ページの「【図】「原子炉圧力容器内概要図」」も含めて認める。ただし、「シェラウド」は「シュラウド」の誤記と思われる。

(イ) 「(4) 原子炉格納容器」について

a 第1段落及び第2段落について

訴状23ページの図も含めて認める。なお、第2段落の「1号基号機」は「1号機」の誤記と思われる。

b 第3段落について

認める。ただし、福島第一発電所1号機ないし5号機の原子炉格納容器はマークI型であり、同6号機の原子炉格納容器はマークII型である。

ウ 「3 原子力発電所の構造と設備」について

(ア) 柱書きについて

沸騰水型軽水炉に関する記載と解した上で、訴状24ページの図も含めて認める。ただし、訴状24ページの図の出典中「図面衆」は「図面集」の誤りと思われる。

(イ) 「(1) 原子炉建屋と使用済み燃料プール」について

認める。

(ウ) 「(2) タービン建屋」について

認める。ただし、「設置させている」は「設置されている」の誤りと思われる。

(エ) 「(3) 電力設備」について

a 第1段落について

第1文（「原子力発電所…必要とする。」）は、原子力発電所においては、核分裂反応を制御したり、水蒸気を冷却して水に戻したりするために、一定の電力を必要とすることは認め、その余は争う。

第2文（「また…必要とされている。」）は認める。

b 第2段落について

訴状25ページの表も含め、一般論として、原子力発電所における電源設備として、外部電源、非常用発電機、バッテリー、電源車及び電源盤などが設けられていることは認める。

(2) 「第2 放射性物質の人体への影響と「深層防護」の考え方」(訴状25ページ)について

ア 「1 原子力発電により生み出される放射性物質と放射線」について

(ア) 「(1) 原子力発電により生み出される放射性物質と放射線」について

て

a 第1段落及び第2段落について

認める。

b 第3段落について

おおむね認める。なお、放射線は電離放射線と非電離放射線に分類され、電離放射線はさらに、①電磁波、②電荷をもつ放射線（粒子）及び③電荷をもたない放射線（粒子）に分けられる。X線及びγ線は①、α線及びβ線は②、中性子は③に当たる。

c 第4段落について

認める。なお、壊変に伴い、放射線の他に熱エネルギーも放出される。

(イ) 「(2) 放射線の作用」ないし「(6) 未解明な放射線被ばくの人体への影響」について

今後の審理の状況に応じて認否する。

イ 「2 原子炉の暴走と「深層防護」の考え方」について

(ア) 「(1) 原子炉が暴走する危険性とそれに対する安全対策」について

a 第1段落及び第2段落について

一般論として、原子炉施設は放射線及び放射性物質を取り扱う施設であり、放射性物質が人体に影響を及ぼす潜在的な危険性を持っているとされており、それを踏まえて基本的に放射性物質を閉じ込める構造とした上で、異常な事態及び事故の発生を防止すること、仮に発生したとしてもその拡大を防止することができるような設計を行うとされていることは認める。

b 第3段落及び第4段落について

一般論として認める。

(イ) 「(2) 「5層」の「深層防護」の考え方」について

国会事故調査報告書において、一部原告らが引用するような記載があることは認める。なお、訴状33ページの「深層防護」と題する表は、国会事故調査報告書の参考資料に掲載の図を引用していると思われるが、一部引用に誤りがあると思われる。

ウ 「3 異常時の対応とその手順」について

(ア) 「(1) 原子炉スクラム（原子炉緊急停止）」について

認める。

(イ) 「(2) 非常用炉心冷却系（ECCS）」について

認める。なお、訴状34ページの図については、同図が原告らが指摘する出典に記載されているという限りで認める。

(ウ) 「(3) 原子炉格納容器のペント」について

訴状36ページ2行目の「大量の放射性物質が大気中の放出されたこととなった」との部分（なお、「大気中の放出」は「大気中に放出」の誤記と思われる。）は争い、その余はおおむね認める。ただし、訴

状35ページ16行目に「原子炉格納容器は、放射性物質を閉じ込めるための最後の砦である。」とあるが、原子炉格納容器の外側には、放射性物質が外に出ることを防ぐための原子炉建屋が設置されている。

(イ) 「(4) 緊急時の対応手順」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

訴状36ページの図が原告らが指摘する出典に記載されていると  
いう限りで認める。

(3) 「第3 福島第一原発の概要」(訴状37ページ)について

ア 「1 立地」について

(ア) 「(1) 「相双地域」」について

おおむね認める。ただし、相双地域には、双葉郡、相馬市及び南相馬市以外に、相馬郡（新地町及び飯舘村）も含まれる。

(イ) 「(2) 位置、面積、人口」について

相双地域が東北の最南部である福島の東部に位置する浜通り地方に属し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面する細長い平野が南北に続く沿岸地方であることは認める。相双地域の面積は正しくは1737.71平方キロメートルであり、県勢要覧によれば、平成22年度の相双地域の人口は19万5950人である。

(ウ) 「(3) 原発建設前の状況」について

a 第1段落について

日本原子力産業会議作成「原子力発電所と地域社会一立地問題懇談会地域調査専門委員会報告書一」に原告らが主張する内容の記載があることは認める。

b 第2段落について

一般論として認める。

イ 「2 建設開始から運転開始までの経過」について

(ア) 第1段落について

認める。ただし、福島第一発電所1号機から4号機は、被告東電が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過した後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなった。

(イ) 第2段落から第5段落について

不知。

(ウ) 第6段落について

被告東電が昭和46年3月26日に福島第一発電所1号機の運転を開始したこと、同機は、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであることは認め、その余は不知。

(エ) 第7段落について

認める。

(オ) 第8段落について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 「3 施設概要」について

訴状39ないし41ページの図も含めて認める。

(4) 「第4 本件原発事故の発生」(訴状42ページ)について

ア 「1 地震発生直前の福島第一原発の稼動状況」について

認める。

イ 「2 東日本大震災の発生および津波の到達」について

(ア) 「(1) 東日本大震災の発生」について

「東日本大震災」を「東北地方太平洋沖地震」と解した上で、認め  
る（なお、「男鹿半島」は、「牡鹿半島」の誤記と思われる。）。

(イ) 「(2) 東日本大震災に伴う津波の発生」について

本件地震に伴い、東北地方太平洋沿岸に津波が押し寄せたこと、福島第一発電所の海水ポンプが設置されていた敷地がO. P. (「Onahama Peil」。小名浜港工事基準面。) + 4メートルであったこと、同発電所の主要建屋敷地が1号機から4号機側ではO. P. + 10メートル、5号機及び6号機側ではO. P. + 13メートルであったことは認め、原子炉建屋地下1階に非常用冷却系の多くが設置されていたとの点は否認する。電源に関する設備の設置場所については、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」(以下「政府事故調査中間報告書」という。)に記載がある(27ないし34ページ、資料II-12、同II-21)限りで認める。その余は不知。

津波が福島第一発電所に到達した時刻や波高に関する正確な具体的な事実関係は必ずしも明らかではないが、福島第一発電所事故の事故調査の結果を明らかにした各種報告書には次のような記載がある。

政府事故調査中間報告書には、同年3月11日15時27分頃及び同日15時35分頃の2度にわたり、福島第一発電所に津波が到達した旨の記載がある(90ページ)。

被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」には、福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に設置されていた波高計に記録された波形によれば、平成23年3月11日15時15分頃から始まり同日15時27分頃にピークを持つ緩やかな水位上昇の後、一旦水位低下傾向を示したのに続き、同日15時33分頃から急な水位上昇が観測され、その直後に測定限界である「O. P. + 7.5メートル」を超えている旨の記載がある(8ページ)。

国会事故調査報告書には、沖合1.5キロメートル地点における本

件地震による津波の第1波の到達時刻が平成23年3月11日15時27分頃、第2波の到達時刻が同日15時35分頃である旨、上記各到達時刻は福島第一発電所への到達時刻ではあり得ない旨、上記沖合1.5キロメートル地点に到達した第1波は波高4メートル程度であり、その後大幅に高い第2波が同地点に到達した旨、及び、波高計の測定限界は±7.5メートルとされており、第2波の波高は不明である旨の記載がある（213、214ページ）。国会事故調査報告書の上記記載は、被告東電による福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に被告東電が設置していた波高計観測結果による報告内容に従つたものとされている（213、214ページ）。

#### ウ 「3 本件原発事故の発生経過」について

以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

訴状43ないし45ページの各図は、いずれも原告らが指摘する出典に記載されているという限りで認める。

##### (ア) 「(1) 1号機」について

###### a 第1段落から第4段落について

認める。

###### b 第5段落から第11段落について

第7段落の「格納容器の気密は破れ、原子炉建屋内に圧力容器内で生じた放射性物質や水蒸気、水素等が噴出され続け、さらに原子炉建屋外部にも漏れ出した」（訴状46ページ11行目から12行目）、第8段落の「ようやく注水をすることができたのは、4時ころになってからであった」（同ページ13行目から14行目）との部分は不知。その余は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間

報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

ただし、第9段落に「電源復旧に優先して」とある部分（訴状ページ15行目）及び第10段落に「大気中に大量の放射性物質が放出された」とある部分（同ページ20ページ）は否認ないし争う（なお、訴状46ページ17行目の「同日12過ぎ」は「同日零時過ぎ」の誤記と思われる。）。

(イ) 「(2) 2号機」について

a 第1段落から第4段落について

おおむね認める。

b 第5段落について

第1文（「3月14日…閉動作となった。」）はおおむね認める。

第2文（「その後…喪失した。」）から第8文（「21時20分ころには…できなかった。」）は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認められるが、訴状47ページ12行目から13行目の「16時には注水準備作業が再開されたが、状況は回復に向かうことなく、炉心の露出が始まった」との部分は、16時に既に炉心の露出が始まったという趣旨であれば否認する。

c 第6段落及び第7段落について

国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、訴状47ページ23行目の「2号機でも大きな衝撃音と振動が発生し」たことは否認する。

d 第8段落について

格納容器の圧力が0.155MPaまで低下したことは認め、その余は不知。「最大量の放射性物質が放出・拡散された」とある部

分は争う。

(ウ) 「(3) 3号機」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

「全交流電源が喪失した（ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明）」とある部分を除き、おおむね認める。同部分は、認否を留保し、後記第3の2（本答弁書62ページ）のとおり、原告らに対し釈明を求められたい。

c 第3段落から第8段落について

第4段落の「全電源を喪失し、HPCIが停止した」との部分（訴状48ページ9行目）並びに第7段落の「4時30分には、3号機の炉心は完全に露出した」（同ページ21行目から22行目）ことは否認し、第4段落の「このときから、ジルコニウム一水反応による大量の水素発生が始まったものと思われる」との部分（同ページ11行目から12行目）は不知。第8段落の「大量の放射性物質が拡散した」との部分（同ページ24行目）は争う。その余は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

(エ) 「(4) 4号機」について

第3段落の「発熱量が大きく、3月下旬には燃料上端まで水位が失われることが予想され、冷却不能に陥り燃料の露出・溶融に至った場合、周辺に及ぼす影響は甚大であることが予想された」（訴状49ページ3行目から5行目）、第5段落の「16日5時45分ころに、原子炉建屋にて火災が発生されていることが確認された」（同ページ10行目から11行目）ことは不知（ただし、一般論として、燃料上端

まで水位が失われ、燃料の露出・溶融に至った場合には、周囲に影響を及ぼす可能性があることは認める。)。第4段落の「大量の放射性物質が拡散した」とある部分(同ページ8行目)は争う。その余はおおむね認める。ただし、第4段落の「6時14分ころ」(同ページ7行目から8行目)は、「6時12分ころ」が正しい。また、第4段落の「水素爆発が生じ」とある部分(同ページ8行目)は、爆発が生じたという限りで認める。このとき生じた爆発の原因は未だ明らかになっていない。

( ) なお、訴状49ページの図は、原告らが指摘する出典に記載があるという限りで認める。

(オ) 「(5) 5号機・6号機」について

第3段落に「5号機の全交流電源が喪失した(ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明)」とある部分(訴状50ページ6行目から8行目)を除き、おおむね認める。同部分は、認否を留保し、前記(ウ)bと同様、原告らに証明を求められたい。

(カ) 「(6) 福島第二原発の状況」について

a 第1段落及び第2段落について

( ) おおむね認める。ただし、第2段落に「浸水被害及びその影響によって、機能を喪失した」(訴状50ページ28行目)とあるが、福島第二発電所3号機については、RHR(残留熱除去系)(B)に被害はなく、機能を喪失したわけではない。

b 第3段落について

「3月14日までにMUWCによる原子炉冷却から残留熱除去系(RHR)による残留熱除去運転に切り替えられた」との部分(訴状51ページ2行目から4行目)は認め、その余は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

(5) 「第5 放射性物質の拡散と避難・避難指示」(訴状5 1ページ)について

ア 「1 放射性物質の拡散」について

(ア) 「(1) 放射性物質の放出」について

a ①について

(a) 第1段落について

第1文（「福島第一原発1号機…放出された。」）は、福島第一発電所1号機及び3号機においてベント作業が行われたこと、同1号機及び3号機において水素爆発と想定される爆発が生じたことは認め、その余は不知。なお、4号機の原子炉建屋の爆発の原因は、未だ明らかになっていない。

第2文及び第3文（「特に…1000分の1。」）は、被告東電が公表している「福島第一原子力発電所のモニタリング状況」の計測データとして原告ら指摘の数値が計測されたことは認める。

なお、被告東電の発表によれば、福島第一発電所正門付近における計測データは、3月11日午後5時40分の測定値（ガンマ線47nSv/h）が最初であるが、同発電所のモニタリング状況の計測結果は、同日午後5時00分から公表されている。

(b) 第2段落について

福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境に放出されたこと、平成23年10月6日付けで文部科学省が公表した「文部科学省による東京都及び神奈川県の航空機モニタリングの測定結果（文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び東京都及び神奈川県内における地表面から1m高さの空間線量率）」によれば、福島第一発電所から北西方向において比較的高い空間線量率が測定されたことは認め、その余は不知。

b ②について

(a) 第1段落について

福島第一発電所事故後、同発電所の原子炉の冷却のために水が注入されたこと、同発電所において、放射性物質を含む水が海中に流出したと推定される事象が発生したことは認め、その余は不知。

(b) 第2段落について

被告東電が平成23年4月4日から同月10日にかけて、炉規法64条1項に基づく措置として、福島第一発電所の集中廃棄物処理施設に存在する低濃度の放射性滞留水（約9070トン）と5号機及び6号機のサブドレンピット内の低濃度の放射性物質を含む地下水（約1323トン）を海洋に放出したことは認める。

(1) 「(2) 汚染された範囲」について

a ①について

福島県の総面積が1万3782平方キロメートルであること、国会事故調査報告書に、環境省によると、年間5マイクロシーベルト、20マイクロシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778平方キロメートル、515平方キロメートルであるとの記載がある（同報告書330ページ）ことは認める。もっとも、環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壤等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量別の面積を推定している。

b ②について

平成24年3月21日に文部科学省が公表した「継続して実測している地点における平成23年3月11日から平成24年3月11

までの積算線量の推計値の公表について」の推計値として認める。

(ウ) 「(3) 放射性物質の放出量とINES評価」について

a ①について

国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで認め  
る（同報告書329、330ページ）。ただし、同報告書には、単  
に「ヨウ素」と記載されているにとどまり、その基礎資料となつた  
被告東電の「福島第一原子力発電所の事故に伴う大気への放出量推  
定について（平成24年5月現在における評価）」に「ヨウ素131」  
と記載されている。また、被告東電の上記資料には、セシウム13  
7の放出量は「約10ペタベクレル」と推定される旨記載されてい  
る。なお、テラは10の12乗、ペタは10の15乗をそれぞれ表  
す単位である。

b ②について

原子力災害対策本部が平成23年6月に作成した「原子力安全に  
対するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書-東京電力福島  
原子力発電所の事故について-」における評価値として認める。

c ③について

原子力安全・保安院が、平成23年4月12日時点において、福  
島第一発電所事故を国際原子力事象評価尺度（INES）でレベル  
7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故  
がINESでレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子  
力発電所事故がINESでレベル7と評価されていることは認める。

イ 「2 本件原発事故に基づく避難区域、警戒区域の指定避難指示」に  
について

訴状54、55ページの「(避難区域等の設定の経過)」と題する表の  
うち、平成23年3月12日15:36及び同月14日11:01の「水

「蒸気爆発」は、いずれも「水素爆発と想定される爆発」の誤りであり、同月 15 日午前中の「福島第一原発 2 号機の格納容器破損」は不知。その余は認める。

(ア) 第 1 段落から第 5 段落について

認める。なお、第 3 段落の「11時01分」は、正しくは「11時00分」である。

(イ) 第 6 段落について

「同年 9 月 22 日」を「同年 9 月 30 日」とした上で認める。

(ウ) 第 7 段落について

認める。

(エ) 第 8 段落について

おおむね認める。原子力災害対策本部は、平成 24 年 3 月 30 日、①同年 4 月 1 日をもって、田村市内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を避難指示解除準備区域に設定し、川内村内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する、②同月 16 日をもって、南相馬市内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を設定することとした。

(オ) 第 9 段落について

認める。ただし、計画的避難区域又は避難指示区域の見直しは、飯館村、楓葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町の順で行われ、このほかに、双葉町及び川俣町の見直しが行われている。

ウ 「3 避難」について

(ア) 「(1) 避難の経緯や状況」について

平成 23 年 3 月 11 日午後 7 時 3 分に福島第一発電所に関して原子力緊急事態宣言がされたこと、福島県知事が同日午後 8 時 50 分に大

熊町及び双葉町に対し、福島第一発電所の半径2キロメートル圏内の居住者等の避難を指示をしたこと（ただし、この指示は、法令上のものではなく、事実上の措置である。），内閣総理大臣が同月15日、原災法15条3項に基づき、福島県知事及び関係市町村長に対し、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民等に対する屋内への退避の指示をしたこと、内閣官房長官が同月25日に屋内への退避の指示の対象となっている区域の市町村長に対し、同区域内の住民の自主避難の促進を依頼したことを明らかにしたことは認め、その余は、本件の個別の原告との関係で不知。

(1) 「(2) 「SPEEDI」による予測結果の非公表」について

a 第1段落及び第2段落について

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）における単位量放出を仮定した予測計算結果（1時間ごとの予測）として、平成23年3月15日午後6時の時点において、福島第一発電所から北西方向に拡散する予測がされていたこと、被告国が同月23日に大気中の放射性核種濃度の測定（ダストサンプリング）の結果を基に逆推定した放出源情報をSPEEDIに入力し、過去にさかのぼった積算線量の試算結果を公表したことは認め、その余は、本件の個別の原告との関係で不知。なお、被告国が同日までSPEEDIによる情報を公開しなかったのは、本件地震の影響等により原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）から放出源情報を入手できず、SPEEDIによる正確な予測計算を行うことができなかつたからであり、同月23日に公表した上記の積算線量の試算結果も、ERSSから得られた放出源情報を用いたものではない。

b 第3段落について

SPEEDIによる放射性物質拡散予測が同心円状でないこと、平成23年4月22日の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定まで同心円状の範囲に避難指示等が行なわれていたこと、川俣町が平成23年4月21日までに設定された避難指示等の区域に含まれていなかつたことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係で不知。

## 5 「第3章 被告東電と被告国の責任（総論）」（訴状59ページ）について

### (1) 「第1 被告東電の責任総論」（訴状59ページ）について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

### (2) 「第2 被告国の責任（総論）」（訴状61ページ）について

#### ア 「1 被告国の損害賠償責任」について

一般論として、原子力事業者が原賠法に基づく損害賠償責任を負う場合であっても、国が国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償責任を負うことがあり得ることは認めるが、本件において、被告国が国賠法に基づく損害賠償責任を負うとの主張は争う。

#### イ 「2 規制権限の不行使」について

被告国の規制権限の不行使に関して、原告らが指摘する最高裁判例が存在することは認め、その余は争う。

#### ウ 「3 被告国の規制権限の概要」について

##### (ア) 「(1) 原子炉等規制法（平成24年改正前）」について

###### a 第1段落及び第2段落について

認める。

###### b 第3段落について

争う。

##### (イ) 「(2) 電気事業法」について

###### a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

電気事業法40条の規定について認める。ただし、「主務省令」とあるのは、「経済産業省令」が正しい。

(ウ) 「(3) 原子力発電所に関する国の規制権限の整理」について

a 第1段落から第4段落について

認める。ただし、訴状63ページ22行目の「(同法24条2項)」は、「(炉規法24条2項)」が正しい。

b 第5段落について

電気事業法39条の「経済産業省令」として、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」が定められていること、同省令について、経済産業省（原子力安全・保安院）が「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」（平成17年1月16日 平成17・12・15原院第5号）を発出していること、これらについて、独立行政法人原子力安全基盤機構が「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」を作成し、その中で、原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」を参照していることは認め、原告らのいう安全審査指針類が炉規法24条2項に基づくものであるとの主張は否認する。同条項は、主務大臣による原子炉の設置の許可に当たり、あらかじめ許可の基準の適用について原子力安全委員会の意見を聽かなければならぬとする規定であって、原子力安全委員会による審査指針類の策定の根拠となるものではない。

c 訴状64ページの図に係る原子力の規制に関する法令については、おつて整理して主張する。

## (I) 「(4) 技術基準の制定権限」について

## a 第1段落について

「主務省令」を「経済産業省令」と解した上で認める。

## b 第2段落について

経済産業大臣に省令改正の権限があるという限りで認める。

## エ 「4 規制権限行使の社会的要請」について

## (7) 第1段落について

否認ないし争う。

## (イ) 第2段落について

昭和31年に内閣府に原子力委員会が設置されたこと、原子力委員会が昭和31年から9回にわたり「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定したことは認める。

## (ウ) 第3段落について

日本原子力研究所（現在は、独立行政法人日本原子力研究開発機構）、動力炉・核燃料開発事業団（核燃料サイクル開発機構を経て、現在は、独立行政法人日本原子力研究開発機構）がそれぞれ特殊法人として設立されたこと、金属材料技術研究所（現在は、独立行政法人物質・材料研究機構）及び放射線医学総合研究所（現在は、独立行政法人放射線医学総合研究所）がそれぞれ科学技術庁の附属機関として置かれたこと、原子力発電技術機構（当初の名称は、財団法人原子力工学試験センター。なお、同法人は既に解散している。）、電力中央研究所（当初の名称は、財団法人電力技術研究所）、核物質管理センター（公益財団法人に移行）及び原子力環境整備センター（財団法人原子力環境整備・資金管理センターを経て、公益財団法人に移行）、理化学研究所（現在は、独立行政法人理化学研究所）がそれぞれ財団法人として設立されたことは認める。

## (イ) 第4段落について

昭和49年に電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法及び発電用施設周辺地域整備法が制定されたこと、電源開発促進税法において、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課すとされておりこと、制定当時の電源開発促進対策特別会計法において、電源開発促進税の収入を財源として電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置するとされたことは認める。

## (オ) 第5段落について

否認ないし争う。

## オ 「5 責任集中原則（原賠法4条1項）との関係」について

## (ア) 第1段落から第5段落について

認める。なお、訴状65ページ下から2行目に「賠償する責に任すべき」とあるのは、「賠償する責めに任すべき」が正しい。

## (イ) 第6段落について

原賠法4条1項の規定によって被告国の損害賠償責任が否定されるものではないという趣旨と解した上で、積極的に争うものではない。

## 6 「第4章 地震に関する被告らの責任」（訴状67ページ）について

## (1) 「第1 地震に関する知見及び耐震設計審査指針の策定等（国会事故調61頁参照）」（訴状67ページ）について

## ア 「1 福島第一原発1号機における当初の地震動の想定」について

## (ア) 第1段落及び第2段落について

国会事故調査報告書（63、64ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

## (イ) 第3段落について

否認ないし争う。

## (ウ) 第4段落について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

イ 「2 福島第一原発付近における地震に関する知見の進展」について

(7) 第1段落及び第2段落について

国会事故調査報告書（64, 65ページ）に原告らが指摘する趣旨の記載があるという限りで、おおむね認めるが、この点の事実関係は、おって整理して主張する。

(1) 第3段落について

否認ないし争う。

ウ 「3 「旧指針」及びこれに基づく「バックチェック」」について

国会事故調査報告書（66ないし69ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、この点の事実関係は、おって整理して主張する。

エ 「4 平成14年7月に発表された「長期評価」」について

平成14年7月に文科省地震調査研究推進本部地震調査委員会から「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）が発表されたこと、「長期評価」は、日本海溝沿いの海域のうち三陸沖から房総沖までの領域を考察の対象とし、この領域を8つの区域に分けてそれぞれの区域ごとに名称を付しているところ、「長期評価」には、この8つの区域のうち「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」という名称を付された区域内におけるプレート間大地震（津波地震）について、M<sub>t</sub> 8.2前後の地震の今後30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があること、上記評価に当たり、1896年（なお、訴状69ページ5行目に「1986年」とあるのは、「1896年」の誤りと思われる。）を含む「3回の地震は、同じ場所で繰り返し発生しているとはいがたいため、固有地震としては扱わないこととし、同様の地震が、三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄り（図1）にかけて

どこでも発生する可能性があると考えた。」旨の説明が記載されていることは認める。

オ 「5 「新指針」及びこれに基づくバックチェックの不備」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

平成18年9月19日原子力安全委員会決定による「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」において、活断層の評価期間が変更され、地震随伴事象が明記されるなどの変更がなされたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

なお、訴状70ページの図は、原告らが指摘する出典に掲載されているという限りにおいて認める。

(ウ) 第3段落について

認める。

(エ) 第4段落について

被告東電が平成20年3月31日に福島第一発電所5号機に係る耐震バックチェックの中間報告書を提出したこと、同報告書における評価対象が7設備（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、主蒸気系配管及び制御棒）であったこと、被告東電が福島第一発電所1号機から4号機及び6号機に係る中間報告書を提出したのが平成21年6月19日であったことは認める。

(オ) 第5段落について

原子力安全・保安院が平成21年7月21日に福島第一発電所5号機に係る耐震バックチェック中間報告書に対する評価結果を取りまとめたこと、平成22年7月26日に同3号機に係る評価結果を公表し

したこと、その他の原子炉について評価を終了していなかったことは認める。

(カ) 第6段落から第8段落について

不知。なお、訴状72ページの図は、原告らが指摘する出典に記載されているという限りにおいて認める。

(キ) 第9段落について

第1文（「その後…とした。」）は、被告東電が最終報告書を提出していないことは認めるが、その余は不知。

第2文（「他方で…いなかった。」）は争う。

力 「6 総合資源エネルギー調査会会合における岡村行信委員からの指摘」について

平成21年7月、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（第33回）において、岡村行信委員が貞観地震の震源域を塩屋崎沖地震の震源域も含む形で考慮した上で評価すべき旨の指摘をしたことは認める。

(2) 「第2 被告東電の責任」（訴状73ページ）について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(3) 「第3 被告国の責任」（訴状75ページ）について

争う。なお、この点については、おって整理して反論する。

7 「第5章 津波に関する被告らの責任」（訴状80ページ）について

(1) 「第1 津波に関する知見及び「長期評価」の発表等（国会事故調83頁参照）」（訴状80ページ）について

ア 「1 福島第一原発設置許可申請時に被告東電が想定していた津波」について

(ア) 第1段落について

第1文（「被告東電は…記載した。」）はおおむね認める。なお、被告東電が福島第一発電所1号機の設置許可申請を行ったのは昭和41年7月である。

第2文（「この評価で…こととなった。」）は、国会事故調査報告書（83ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

第3文（「なお…可能性があった。」）は、福島第一発電所1号機の非常用海水ポンプの電動機が「O. P. + 5. 6 m」のところに設置されていたことは認め、その余は争う。

第4文（「これは…考えられる。」）は、国会事故調査報告書（83ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

(イ) 第2段落について

国会事故調査報告書（83ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

(ウ) 第3段落について

各許可申請書に「最高潮位 (H. H. W. L.) O. P. + 3. 122 m (1960. 5. 24チリ地震津波)」、「最低潮位 (L. L. W. L.) O. P. - 1. 918 m (1960. 5. 24チリ地震津波)」と記載されていることは認める。

(エ) 第4段落について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 1回目の津波想定見直し（津波安全性評価）」について

第1文（「平成5年7月…指示した。」）は認める。

第2文（「これに対し…（1回目の津波想定見直し）。」）は、趣旨が不明なため、認否の限りでない。

第3文（「なお…していた。」）は認める。

ウ 「3 電事連の津波影響評価」について

## (7) 第1段落について

「平成12年2月…影響が出る」とある部分は、国会事故調査報告書(83ページ)に同趣旨の記載があるという限りで認める。「津波に対して脆弱であることが判明した。」とある部分は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

## (1) 第2段落について

国会事故調査報告書(83ページ)に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

## (2) 第3段落について

第1文(「なお…発表された。」)は認める。

第2文(「これにより…示されていた。」)は、原告ら指摘の論文に「相馬における貞觀津波堆積物の発見は、津波における土砂の運搬・堆積現象が仙台から相馬にかけての広い範囲で生じたこと、海岸部に到達した津波の波高がきわめて大きかったことを示すものと思われる。」との記載があることは認め、その余は否認ないし争う。同文献には、「海岸線に沿った津波波高は、大洗(引用者注:茨城県大洗町)から相馬(引用者注:福島県相馬市)にかけて小さく、およそ2~4m、相馬から気仙沼(引用者注:宮城県気仙沼市)にかけては大きく、およそ6~12mとなった。」との記載があり、福島第一発電所は、上記結論にいう「大洗から相馬」の間にある。したがって、同論文は、現在の福島第一発電所所在地附近においては、貞觀津波による波高は、むしろ、「小さ」かったと評価しているというべきである。

## エ 「4 2回目の津波想定見直し(原子力発電所の津波評価技術)」について

## (7) 第1段落について

認める。

## (イ) 第2段落について

第1文（「これを受け…報告した。」）は、被告東電が原子力土木学会による「原子力発電所の津波評価技術」の策定を受け、平成14年3月以降、原子力安全・保安院に対し、津波に対する敷地の安全性の検討の中で、福島第一発電所の設計津波最高水位を、「近地津波でO.P. +5.4~5.7m, 遠地津波でO.P. +5.4~5.5m」とあると報告したことは認める。

第2文（「被告東電は…（2回目の津波想定見直し）。」）は、被告東電が福島第一発電所6号機の非常用海水ポンプのかさ上げを実施したこととは認め、その余は国会事故調査報告書（84ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

## オ 「5 地震調査研究推進本部による「長期評価」について

平成14年7月に文科省地震調査研究推進本部地震調査委員会から「長期評価」が発表されたこと、「長期評価」には、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」との名称を付された区域におけるプレート間大地震（津波地震）について、M t 8.2前後の地震の今後30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があること、国会事故調査報告書（84ページ）に「この長期評価は、東北地方太平洋沖地震の震源域の一部しか推定できていなかったが、本事故の高い津波はこの長期評価からだけでも予測できた。」との記載があることは認め、その余は、「長期評価」に原告らが指摘するような記載が明示されていないため不知。なお、原告らの主張が平成14年の時点で本件地震による津波が被告国に予見可能であったという趣旨であれば、これを否認ないし争う。

## カ 「6 「溢水勉強会」での報告と安全情報検討会（第53回）」について

## (ア) 第1段落及び第2段落について

原子力安全基盤機構及び原子力安全・保安院が、平成18年1月に溢水勉強会を設置したこと、溢水勉強会には電気事業連合会及び被告東電の関係者も参加していたこと（ただし、他の電力事業者の関係者も出席していた。）、国会事故調査報告書（84ページ）に、同年5月11日の勉強会において、被告東電が、福島第一発電所5号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、仮に「O. P. + 10m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、仮に「O. P. + 14m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失う可能性があり、電源喪失に伴い、非常用ディーゼル発電機等の原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する、外部交流電源、直流電源全てが使えなくなつて全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。なお、原告らの主張が、上記溢水勉強会において、津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見やシビアアクシデント（過酷事故）に関する知見が得られたとの趣旨であれば、これを否認ないし争う。

#### (イ) 第3段落について

原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構との間に安全情報検討会が開催されていたこと、第53回安全情報検討会（平成18年8月2日開催）に提出された資料には、敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた旨の記載があることは認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。その余は不知。

キ 「7 新指針の策定と保安院による「バックチェックルール」の策定」

について

(ア) 第1段落について

第1文（「原子力安全委員会では…検討されていた。」）は、原子力安全委員会が、原子力安全基準専門部会の下に耐震指針検討分科会を設置し、平成13年7月に第一回会合を開催したことは認める。

第2文（「そして…報告がなされた」）は、政府事故調査中間報告書（385ページ）に、「第6回地震・地震動ワーキンググループ（引用者注：平成15年2月13日開催、なお、訴状82ページに「平成15年2月3日」とあるのは「平成15年2月13日」の誤記と思われる。）では、事務局より津波に対する安全性評価に関する資料が提出され、安全設計審査指針等の記述に基づく当時の基本的考え方、津波水位評価方法及び土木学会の津波評価技術について説明がなされた。」と記載されていることは認める。

第3文（「具体的には…説明がなされた。」）は、政府事故調査中間報告書（386ページ）に、「第7回地震・地震動ワーキンググループでは、（中略）「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の機能のうち、津波は、「冷やす」の部分に影響を与え得ること、非常用海水ポンプは耐震A s クラスとして設計されており地震動への心配はないが、海拔の低いところに設置されることが多いため津波を考慮する必要があり、水密性を確保させるなどで安全審査を通した例があること等の説明があった。」との記載があることは認める。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。なお、原告らがいう「新指針」の正式名称は、平成18年9月19日原子力安全委員会決定による「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」である。

(ウ) 第3段落について

平成18年9月20日に原子力安全・保安院が「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」（以下「バックチェックルール」という。）を策定し、原子力事業者等（被告東電も含む。）に対し、既設発電用原子炉施設等（ただし、運転中のみならず建設中のものも含まれる。）について、新指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告すること等を求めたこと、バックチェックルールにおいて、津波に対する安全性を含めて耐震安全性評価における評価手法及び確認基準を示したこと、同基準は、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、極めてまれであるが発生する可能性のある津波を想定すること等を求めたものであることは認める。同基準が土木学会の津波評価技術の内容に酷似しているとの評価は、原告らが酷似すると主張する部分が不明であるため、争う。

ク 「8 保安院による事業者の一括ヒアリング」について

国会事故調査報告書（86ページ及び456ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

ケ 「9 バックチェックに関する被告東電と保安院との打ち合わせ」について

国会事故調査報告書（86ページ及び457ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

コ 「10 貞観地震に関する「佐竹論文」の発表」について

平成20年に佐竹健治らにより「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」と題する論文が発表されたことは認め

る。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

サ 「11 「長期評価」に基づく被告東電による津波の予測」について  
不知。ただし、国会事故調査報告書（84ページ）に「東電が平成20（2008）年5月ごろに計算した結果によると、この長期評価の予測する津波地震は、福島第一原発の敷地にO. P. +15. 7mの津波をもたらし、4号機原子炉建屋周辺は2. 6mの高さで浸水すると予想された。」と記載されていることは認める。

シ 「12 バックチェックルールに基づく被告東電による津波の予測」  
について

不知。

ス 「13 「佐竹論文」に基づく被告東電による津波の予測」について  
(7) 第1段落について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存在を指摘したことは認め、その余は否認ないし争う。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

(イ) 第2段落について

訴状84ページ19行目に「O. P + 9. 2 m」とある部分及び同ページ23行目に「不十分な対応であった」とある部分を除き、政府事故調査中間報告書（398ページ、401、402ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。上記報告書には、「福島第一原発で約8. 6mから8. 9mまで（中略）（全てO. P.）であったことを説明し」と記載されている。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

## (ウ) 第3段落について

政府事故調査中間報告書（403ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

## セ 「14 被告東電による最終報告の先送り」について

被告東電が最終報告書を提出していないことは認めるが、その余は不知。

## ソ 「15 まとめ」について

否認ないし争う。

## (2) 「第2 被告東電の責任」(訴状85ページ)について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

## (3) 「第3 被告国(政府)の責任」(訴状86ページ)について

争う。

8 「第6章 SA・SBO対策に関する被告らの責任」(訴状90ページ)  
について

## (1) 「第1 はじめに」(訴状90ページ)について

争う。

## (2) 「第2 シビアアクシデント(SA)及び全交流電源喪失(SBO)について」(訴状90ページ)について

ア 「1 シビアアクシデント(SA)とは」について  
認める。

イ 「2 アクシデントマネジメント(AM)」について  
認める。

ウ 「3 シビアアクシデント(SA)の原因事象の想定について」につ  
いて

## (ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

争う。

エ 「4 確率論的安全評価 (P S A)」について

認める。

オ 「5 全交流電源喪失 (S B O) とは」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

争う。

(3) 「第3 S A・S B O対策に関する事実経過」(訴状92ページ)について

ア 「1 S A・S B O対策に関する国際的な動向の概要」について

(ア) 「(1) S A対策の法規制化」について

原告らの評価にわたる部分を除き、おおむね認める。なお、S B O 規則が想定を求めている外的事象には、地震、洪水は含まれていない。

(イ) 「(2) 5層の「深層防護」」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

平成11年のI N S A G - 1 2、平成12年の安全基準N S - R - 1において、5層の深層防護の考え方方が示されていること、アメリカでは、平成18年のN U R E G - 1 8 6 0において、立地に関する記述があることは認める。

(ウ) 「(3) 「外的事象」「人為的事象」も想定していること」について

a 第1段落について

アメリカ及びヨーロッパの一定の国では、深層防護が対象とする想定事象について、第4層において、「内的事象」のほかに、「外的事象」及び「人為的事象」を含めていることは認める。

b 第2段落及び第3段落について

国会事故調査報告書（119ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

c 第4段落について

おおむね認める。ただし、平成13年（2001年）9月11日以前は欧米においても航空機テロ（意図的な航空機衝突）を想定した設計要求を行なっていたわけではない。また、「B. 5. b」の概要が被告国に判明したのは本件地震後であり、平成14年当時はその存在を含めて公表されていなかった。

(i) 「(4) 小括」について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 日本のSA・SBO対策に関する主要な事実経過」について

(ア) 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(1) 1970（昭和45）年4月、安全設計審査指針を定める一事項に関する記述なし」について

認める。

(ウ) 「(2) 1977（昭和52）年6月、安全設計審査指針の見直し一事項に関する記述が登場」について

昭和52年6月、原子力委員会が昭和45年4月23日に制定した「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」の見直しを行い、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（以下「昭和52年安全設計審査指針」という。）を制定したこと、同指針の指

針9において、原告ら指摘の記載があること、同指針9の「短時間」とは30分程度と理解されていたことは認める。

(イ) 「(3) 1986(昭和61)年、通産省資源エネルギー庁安全性高  
度化計画」について

認める。

(オ) 「(4) 1987(昭和62)年7月、共通問題懇談会設置－SA対  
策の検討に着手ー」について

認める。

(カ) 「(5) 1990(平成2)年8月30日、安全設計審査指針の再改  
訂－SBOについての考え方は従前どおりー」について

a 第1段落ないし第4段落について

平成2年8月に原子力安全委員会が昭和52年安全設計審査指針を改訂したこと、改訂後の同指針の指針27及びその解説にそれぞれ原告ら指摘の記載があること、同指針27の「短時間」とは30分程度と理解されていたことは認める。

b 第5段落について

否認ないし争う。なお、この点はおって整理して主張する。

(キ) 「(6) 1991(平成3)年、全交流電源喪失事象検討WG－SB  
O対策を軽視ー」について

平成3年に原子力安全委員会の原子力事故・故障分析評価検討会に全交流電源喪失事象検討ワーキンググループが設置されたこと、同ワーキンググループにおける会合に5人の委員のほかに、被告東電（1名）又は関西電力株式会社（1名）が出席することがあったこと、平成5年6月11日の同ワーキンググループにおいて、「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」と題する報告書が取りまとめられたこと、同報告書に、「しかし、仮に短時間で交流電源が復旧で

きずSBOが長時間に及ぶ場合には、非常用蓄電池の枯渀による運転監視・制御機能等が失われ炉心の冷却等が維持できなくなることから、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる。」と記載されていること、同ワーキンググループにおける検討では外的事象の可能性は論じられなかったことは認める。ただし、同報告書には、上記の記載に先立ち、「SBO（※引用者注：全交流電源喪失事象）は、外部電源がすべて喪失し、かつ非常用ディーゼル発電機（Emergency Diesel Generator [中略]）の全数起動失敗等により発生する複合事象であり、その発生頻度は非常に低いと考えられる。この万一のSBOの発生に備えて、原子力プラントは、短時間のSBOの発生に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できるよう設計されている。」と記載されている。

(イ) 「(7) 1991（平成3）年、共通問題懇談会によるAMに関する報告書—SA対策は電気事業者の自主対応による「知識ベース」とされた—について

平成3年、原子力安全委員会の共通問題懇談会が「アクシデントマネジメントとしての格納容器対策に関する検討報告書」と題する報告書を取りまとめたこと、同報告書には、「アクシデントマネジメントは、これまでの対策によって十分低くなっているリスクをさらに低減するための、原子炉設置者の技術的知見に依拠する「知識ベース」の措置であり、状況に応じて原子炉設置者がその知見を駆使して臨機かつ柔軟に行われる事が望まれるものである。」との記載があること、「知識ベース」という言葉が同報告書及び後記(シ)の「原子力発電所内におけるアクシデントマネジメントの整備について」（平成4年7月28日付け4資公部第338号資源エネルギー庁公益事業部長通知）で使用されていることは認める。

- (ヶ) 「(8) 1992（平成4）年5月、原子力安全委員会による決定－S A対策に対する認識の甘さ－」について
- a 第1段落及び第2段落について  
認める。
  - b 第3段落について  
否認ないし争う。
- (コ) 「(9) 1992（平成4）年、共通問題懇談会のP S A検討WG」について  
認める。
- (ヘ) 「(10) 1992（平成4）年6月、通産省による定期安全レビュー（P S R）実施要請」について  
認める。
- (シ) 「(11) 1992（平成4）年7月、通産省がAMの整備について通達」について  
認める。
- (ヌ) 「(12) 1993（平成5）年、通産省原子力発電技術顧問会－外的  
事象を想定すべきとの問題提起－」について  
国会事故調査報告書（110, 114ページ及び115ページ）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。なお、消防系配管や耐圧強化ベントが耐震クラスCとなっていたことについては、原告が指摘する意見の他、「耐震Cクラスでまずいことはない」とする意見も出された。
- (セ) 「(13) 1994（平成6）年、東電がAM検討報告書提出」について  
認める。
- (ヨ) 「(14) 2000（平成12）年9月、原子力安全委員会が安全目標

専門部会設置－地震等の外的事象を対象とした検討が行われる一」について

認める。

(4) 「(15) 2002（平成14）年5月、東電がAM整備報告書提出一外的事象に対する備えは対象外一」について

a 第1段落について

被告東電が平成14年5月に「福島第一原子力発電所のアクシデントマネジメント整備報告書」と題する文書を原子力安全・保安院に提出したこと、上記報告書に原告ら指摘の記載がされていることは認める。

b 第2段落について

認める。

c 第3段落について

否認する。原告らが引用する国会事故調査報告書（105ページ）には、「福島第一原発では、（中略）平成14（2002）年にAM（引用者注：アクシデントマネジメント）整備報告書が出されている。これを受け1号機では、平成18（2006）年、平成22（2010）年にPSR（引用者注：定期安全レビュー報告書）が出されているが、この中では、AM対策設備に関して主な追加や改善は見られない。」と記載されており（ゴシック体は引用者）、飽くまでも「PSR」に限定した記載であって（同報告書105ページの脚注117参照），被告東電が平成13年以降シビアアクシデント対策を一切執らなかったという趣旨ではない。

(5) 「(16) 2002（平成14）年7月、地震調査研究推進本部「長期評価」一外的事象が起こることを示唆一」について

平成14年7月に文科省地震調査研究推進本部地震調査委員会から

「長期評価」が発表されたこと、「長期評価」には、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」との名称が付された区域におけるプレート間大地震（津波地震）について、M t 8.2 前後の地震の今後30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があること、上記評価に当たり、明治三陸地震を含む「3回の地震は、同じ場所で繰り返し発生しているとはいがたいため、固有地震としては扱わないこと」とし、同様の地震が、三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄り（図1）にかけてどこでも発生する可能性があると考えた。」旨の説明が記載されていることは認め、その余は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「(17) 2002(平成14)年10月、保安院が評価報告書を公表－東電のSA対策についての実効性確認や改良の指摘なし」について

平成14年10月に原子力安全・保安院が、電気事業者から提出されたアクシデントマネジメント整備に関する報告書に基づき、アクシデントマネジメント整備の有効性を評価し、「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備結果について評価報告書」を公表したことは認め、その余は否認ないし争う。上記評価報告書においては、「アクシデントマネジメント整備上の基本要件」に対する適合性を確認し、事業者の有効性評価を妥当としており、また、被告国は、上記評価報告書の公表以後もシビアアクシデントの規制のあり方等について検討している。

(エ) 「(18) 2003(平成15)年、原子力安全委員会安全目標専門部会「安全目標に関する調査審議状況の中間取りまとめ」一外的事象を検討対象とした一」について

認める。

(ト) 「(19) 2004(平成16)年5月、日本原子力学会標準委員会発電炉専門部会が地震P.S.A分科会を設置一外的事象を想定したP.S.Aについての手法を検討一」について

おおむね認める。ただし、「2004年(平成16)年5月」は、正しくは、「2004(平成16)年7月」である。

(チ) 「(20) 2004(平成16)年12月、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会がリスク情報活用検討会を設置一外的事象のうち地震事象を想定したP.S.A手法が「成熟しつつある」一」について

平成16年12月、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会がリスク情報活用検討会を設置したこと、同検討会(第2回)における配布資料「P.S.A手法とデータの現状」においては、「内的事象や地震事象のレベル1～3 P.S.Aの手法及びデータについては、最新知見を継続的に反映し高度化を図る必要はあるものの、技術的観点からは成熟しつつある」と記載されていることは認め、その余は、原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。

(ニ) 「(21) 2006(平成18)年3月、保安院が米国原子力規制委員会(N.R.C)を訪問(民間事故調340頁)一被告国は米国における先進的知見を認識一」について

平成18年3月及び平成20年5月に、原子力安全・保安院を含む調査団が米国原子力規制委員会(以下「N.R.C」という。)を訪問したこと、各訪問の際、N.R.Cから「B. 5. b」に関する説明を受けたことは認め、その余は否認する。原告らが引用する国会事故調査報告書(112ページ)に明記されているが、上記調査団は、N.R.Cを訪問した際、N.R.Cから「B. 5. b」について口頭で説明を受けたものの、機密情報であったことから、口外を禁じられ、「B. 5. b」に関する資料の提供を受けられず、メモを取ることもできなかった。

(x) 「(22) 2006(平成18)年9月、耐震設計審査指針(新指針)」について

認める。

ウ 「3 日本におけるSA・SBO対策の問題点」について

(7) 第1段落から第4段落について

IAEAにおいて5層の深層防護の考え方方が示されていること、我が国において、4層に位置づけられるシビアアクシデント対策が各原子力事業者の自主的対策とされていたこと、平成2年に改訂された「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」において、全交流電源喪失(SBO)に係る指針27にいう「短時間」について、30分程度と理解されていたこと、原子力安全委員会が平成4年に決定した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメント」が内部事象を前提としていたことは認める。なお、我が国のシビアアクシデント対策については、おって整理して主張する。

なお、訴状102ページの図は、原告が指摘する出典に記載があるという限りで認める。

(8) 第5段落について

原告らが引用する文献に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

なお、我が国のシビアアクシデント対策については、おって整理して主張する。

(4) 「第4 被告東電の責任」(訴状102ページ)について  
被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(5) 「第5 被告国(日本)の責任」(訴状109ページ)について  
争う。

9 「第7章 被告らの共同不法行為」(訴状114ページ)について争う。

10 「第8章 本件原発事故による被害の実態」(訴状115ページ)について

原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽くまでも原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

(1) 「第1 原告らの生活基盤を形成する「ふるさと」」(訴状115ページ)について

ア 「1 原告らの故郷である福島」について  
一般論として認める。

イ 「2 原告らの暮らし」について  
本件の個別の原告らとの関係では不知。

ウ 「3 「ふるさと」とは—“かけがえのないもの”」について  
本件の個別の原告らとの関係では不知。

(2) 「第2 本件原発事故がもたらしたもの=「かけがえのないもの」の破壊」(訴状116ページ)について

ア 「1 はじめに」について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 本件原発事故被害の特徴」について

(ア) 柱書きについて

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「(1) 被害の広範性」について

a 第1段落について

福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境中に放出された

ことは認める。

b 第2段落について

福島第一発電所事故により放射性物質が漏出したこと、平成23年3月15日午後6時20分に飯館村で $44.7 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 、同日午前4時にいわき市（いわき合同庁舎駐車場）で $23.72 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 、同日午後2時5分に郡山市（郡山合同庁舎3階（屋外））で $8.26 \mu \text{Sv}/\text{h}$ の放射線量（空間線量率）をそれぞれ観測したこと、同日福島市（紅葉山モニタリングポスト）で最大 $19 \mu \text{Sv}/\text{h}$ の放射線量（空間線量率）を観測したこと、これらがそれぞれ平成25年9月15日午後9時20分時点での神戸市兵庫区に所在する健康生活科学研究所に設置されたモニタリングポストの値（ $0.038 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ）の約1176倍、約624倍、約210倍、約500倍であること、 $44.7 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を単純計算で年間線量に換算すると約 $391 \text{mSv}$ であることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、本段落中の「平成22年3月15日」は「平成23年3月15日」の、「本訴状38頁」は「本訴状52頁」のそれぞれ誤記であると思われる。

c 第3段落について

原告らの主張する「統計」及び「避難者」の意義が明らかでないため、認否の限りでない。なお、復興庁の統計によれば、東日本大震災による避難者数が30万人を超えていた時期があることが認められる。

(ウ) 「(2) 被害の継続性」について

a 第1段落について

一般論として、福島第一発電所事故により大気中に放出された放射性物質が降雨などによって土壤や海洋等に降下することは認める。

b 第2段落及び第3段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

c 第4段落について

平成25年9月15日午後9時20分時点のあすか保育園（福島県郡山市八町）に設置されたモニタリングポストの空間線量が $0.720 \mu\text{Sv}/\text{h}$ であったこと、同時刻の健康生活科学研究所（神戸市兵庫区）の空間線量が $0.038 \mu\text{Sv}/\text{h}$ であったこと、単純に数値を比較して、前者が後者の約18.9倍であることは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

d 第5段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(イ) 「(3) 被害の深刻性」について

a 第1段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

b 第2段落について

争う。

(オ) 「(4) 本件原発事故前に形成されていたコミュニティを破壊」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(カ) 「(5) 被害の複合性」について

a 第1段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

b 第2段落について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

ウ 「3 避難者の避難に伴う苦しみ」について

平成23年3月11日午後7時3分に福島第一発電所に関して原子力

緊急事態宣言がされたことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 「4 被災地に留まることに伴う苦しみ」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 「5 放射線被ばくに対する生涯の不安」について

(ア) 「(1) 被ばくへの恐怖・不安」について

a 第1段落から第3段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

b 第4段落について

不知。

(イ) 「(2) 生涯にわたる健康被害への不安」について

福島県が県民健康管理調査として甲状腺検査を実施し、このほかにホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施していること、甲状腺検査は、福島第一発電所事故当時18歳以下であった全ての県民を対象としていること、福島県が県外における内部被ばく検査について、一定の医療機関や検査機器を搭載した車の巡回により受検できる体制の整備を進めていることは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

カ 「6 生活基盤の崩壊」ないし「8 避難生活に伴う家族の分断」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

キ 「9 コミュニティの喪失」について

第3段落は不知。その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

ク 「10 子どもたちの受けた被害」について

第3段落の大坂弁護士会の聞き取り調査については不知。その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

ケ 「11 本件原発事故前に住んでいた地域に帰る見通しがたたないこと」及び「12 本件原発事故による被害の実態のまとめ」について  
本件の個別の原告らとの関係では不知。

11 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」(訴状128ページ)について

(1) 「第1 被侵害利益」(訴状128ページ)について

ア 「1 はじめに」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。「平穏生活権侵害」及び「人格発達権侵害」を主張する点は争う。

イ 「2 平穏生活権」について

(ア) 「(1) 内容」について

a 第1段落について

争う。

原告らが挙げる東京高等裁判所昭和62年7月15日判決(判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件)は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利(以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。)を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害(この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。)は同条所定の損害というべきである(右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被

害に対応する権利である。)」(ゴシック体は引用者)と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

b 第2段落について

争う。

c 第3段落について

仙台地方裁判所平成4年2月28日決定(判例時報1429号109ページ)が、原告らが引用する内容の判示をしていることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、問題となっている原告(債権者)の権利が、上記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件における1審原告の権利とは、その内容自体が異なるものであり、上記仙台地裁決定が上記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件の東京高裁判決がいう「平穏安全な生活を営む権利」を拡大させたものということはできない。

(イ) 「(2) 本件における平穏生活権侵害」について

争う。

ウ 「3 人格発達権」について

(ア) 「(1) 人格発達権とその法的根拠」について

争う。

(イ) 「(2) ハンセン病国賠訴訟」について

熊本地方裁判所平成13年5月11日判決(訟務月報48巻4号881ページ)において、原告らが引用する内容の判示がされているこ

とは認めるが、その余は争う。

上記判決は、国立ハンセン病療養所に入所している元ハンセン病患者等が、「癲予防法（旧法）」（昭和6年法律第58号）及び「らい予防法（新法）」（昭和28年法律第214号、平成8年法律第28号により廃止）等に基づく国の誤った強制隔離政策により人権侵害を受けたとして、国会議員には上記各法を廃止しないまま放置していた立法の不作為等の違法が、厚生大臣には上記各法の廃止及び患者の人権回復のための法案策定並びにその国会への提出義務を怠り、平成8年まで強制隔離政策を継続したこと等の違法が、それぞれあることを理由に国家賠償を求めた事案に係るものであり、本件とは事案を異にするものであって、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。また、同判決は、原告らが引用する判示部分について、「もっとも、これらの人権も、全く無制限のものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受ける。」と判示している。

(イ) 「(3) 本件における人格発達権侵害」について

争う。

(2) 「第2 損害総論」（訴状132ページ）について

争う。

(3) 「第3 具体的損害」（訴状134ページ）について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

12 「第10章 本件原発事故と原告らの損害との因果関係」（訴状144ページ）について

今後の審理の状況に応じて認否する。

13 「終章 まとめ」（訴状150ページ）について

争う。

### 第3 求釈明

#### 1 はじめに

訴状「請求の原因」の「第3章 被告東電と被告国の責任（総論）」から「第7章 被告らの共同不法行為」によれば、原告らは、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償の責任原因として、要旨、被告国が、原子炉の安全を確保し得る新たな技術基準を定めた上で、この新たな技術基準に基づいて電気事業法40条所定の技術基準適合命令等を発令する措置を怠ったこと、被告東電に対する指導・勧告等の行政指導を怠ったことの違法性を主張しているものと思われるが、被告国は、いずれも争うものであり、被告国の主張（反論）を行う予定であるが、その前提として、訴状「請求の原因」中の主張に関して、後記2以下に挙げる求釈明事項について釈明を求められたい。

#### 2 第2章第4の3（本件原発事故の発生経過）（訴状48ページ及び50ページ）について

##### (1) 求釈明事項

第2章第4の3(3)には、福島第一発電所3号機の事故の経過に関して、「津波が到達し、全交流電源が喪失した（ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明）」とあり、同(5)にも、福島第一発電所5及び6号機に関して同旨の記載があるが、福島第一発電所事故において、原告らが全交流電源喪失の原因となったと主張するのは、津波か、それ以外の事象か、明確にされたい。

##### (2) 釈明を求める理由

原告らは、被告国に対し、規制権限不行使を理由とする国賠法1条1項の違法を主張するところ、福島第一発電所事故の原因が津波なのか、それ以外の事象なのかが明確にならなければ、被告国は同事故の原因に対していかなる規制権限を行使すべきであったのか明確にならない。そこで、上記(1)の釈明を求められたい。

### 3 第3章第2の2(規制権限の不行使) (訴状61ページ)について

#### (1) 求釈明事項

原告らは、「判例も、具体的な事情に照らして国の規制権限不行使が違法になることを肯定している。」とした上で、「違法性の要素となる具体的な事情として、①被侵害法益の重要性、②予見可能性の存在、③結果回避可能性の存在、④期待可能性の存在の各要素にそれぞれ整理して検討するのが一般的である。」と主張するが、上記①ないし④の「要素」と、後記(2)で列挙する最高裁判例が示す判例理論とはいかなる関係に立つのか。

#### (2) 釈明を求める理由

国賠法1条1項の「違法」の意義は、民法上の不法行為の概念とは異なり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照。）。

これを規制権限の不行使という公務員の不作為についてみると、当該不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において、当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかつたという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（下）597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面についてみると、規制権限を行使するための要件が法定されていて、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において、その要件があるときは、通常、作為義務が認められ、それに反する不作為は違法となると考えられる。一方、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められて

いない場合や、規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの、規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように、規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならぬのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年1月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、前記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照。）。

さらに、上記のとおり、国賠法1条1項の「違法」は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、行為義務違反をその内容とするから、これらの違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照。）。

以上に対し、上記(1)で引用した訴状61ページ以下の記載においては、規制権限不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記各最高裁判例の示した判断基準（「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」）が引用されていないことからも明らかなどおり、上記各最高裁判例にのっとった判断枠組みに基づいた主張がないため、釈明を求められたい。

## 略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ペ ー ジ	備 考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	1	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電所事故	福島第一発電所において原子炉から放射性物質が放出される事故	答弁書	1	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	3	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	6	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	8	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	10	
日本版評価尺度	日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	12	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES)	答弁書	12	
福島第二発電	福島第二原子力発電所	答弁書	12	

所				
O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準面)	答弁書	21	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	21	
SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	答弁書	30	
ERSS	原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	30	
国賠法	国家賠償法	答弁書	31	
「長期評価」	文科省地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	35	
バックチェックルール	原子力安全・保安院が策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	答弁書	43	
昭和52年安全設計審査指針	原子力委員会が制定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	答弁書	47	
NRC	米国原子力規制委員会	答弁書	53	